

パートナーシップ制度導入により利用可能とすることができる市の制度・手続き

制度導入により利用可能となる制度・手続き

R8.6.1現在

	制度・サービス	内容	登録証などの提示	担当部署
1	住民票の続柄の変更	住民票の続柄を「縁故者」と表記することが可能	要	市民係
2	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居申込・同居申請	パートナーとの入居申込、同居申請が可能	要	住宅係
3	墓所使用許可申請	パートナーとして墓地の使用許可申請が可能	要	環境係
4	墓所使用权の継承	パートナーとして墓地の使用权の継承が可能	要	環境係
5	税関係の証明の発行	納税証明書、所得証明書などの税関係の証明は、委任状なしで請求可能	要	税務課納税係
6	固定資産税関係の証明の発行	同一世帯または同居の場合、登録証などの提により固定資産税評価証明書、固定資産税公課証明書、名寄帳兼課税台帳などを、委任状なしで請求可能 ※相続にかかる請求は不可	要	税務課資産税係
7	保育所等の利用	パートナーの子どもの保護者として利用申請可能 ※パートナーシップ制度の導入後は、保育所利用を希望する場合、申込書の続柄欄の内容や子の氏名の記載の有無に関わらず、「ひとり親家庭」ではなくなる。また、保育所の入所判定や保育料においても算定対象とするもの。	要	保健福祉部 こども未来課
8	奨学金の申請	双方が保護者として申請可能	要	学校教育係
9	就学援助の申請	双方が保護者として申請可能	要	学校教育係
10	り災証明申請 (火災関係)	登録証の提示で申請可能	要	予防課予防係
11	救急搬送証明書申請(救急関係)	登録証の提示で申請可能	要	救急1課救急係 救急2課救急係

制度の導入によらずパートナーが利用できる制度・手続き

	制度・サービス	内容	登録証などの提示	担当部署
1	戸籍の死亡届	同一世帯であれば手続き可能	不要	市民係
2	住民票の届出、交付申請	同一世帯であれば委任状なしで住民異動届け出、交付申請が可能	不要	市民係
3	後期高齢者医療制度の届出	同一世帯であれば手続き可能	不要	医療年金係
4	医療費受給者証（重度心身障がい）	同一世帯であれば手続き可能	不要	医療年金係
5	国民健康保険の加入・脱退	同一世帯であれば手続き可能	不要	国民健康保険係
6	税関係の証明の発行	同一世帯であれば手続き可能	不要	市民税係 納税係
7	身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免	障がい者と同一世帯であるパートナーが所有し、障がい者自らが使用する軽自動車、または障がい者と同一世帯のパートナーが障がい者のために使用する軽自動車の減免申請が可能 ※続柄は口頭により聞き取り確認するが、登録証の提示があれば聞き取りを省略する。	不要	税務課資産税係
8	指定ごみ袋減免申請	同一世帯で美唄市家族介護用品支給事業により紙おむつ等の支給を受けている市民税非課税世帯であれば手続き可能	不要	環境係
9	病院での面会	面会許可は個々の患者の状況に合わせ許可	不要	看護部
10	病院での病状説明	病状説明は個々の患者に合わせ許可	不要	看護部
11	り災証明申請（火災関係除く）	り災者本人にかわりパートナーが委任状なしで申請可能	不要	危機管理対策室
12	被災証明申請（家屋を除く）	り災者本人にかわりパートナーが委任状なしで申請可能	不要	危機管理対策室
13	介護保険各種届	パートナーの介護保険の手続きは、介護保険被保険者証の持参により、委任状なしで手続き可能	不要	介護保険係
14	家族介護用品支給申請	パートナーを介護している場合、月上限5,500円の介護用品の給付券の申請可能 ※要介護認定などその他要件あり	不要	地域包括ケア推進係

制度の導入によらずパートナーが利用できる制度・手続き

	制度・サービス	内容	登録証などの提示	担当部署
15	特定疾患患者治療通院費助成	代理申請可能	不要	地域福祉係
16	特別障害者手当・障害児福祉手当	代理申請可能	不要	地域福祉係
17	在宅精神障害回復者通所助成	代理申請可能	不要	地域福祉係
18	日常生活用具給付	代理申請可能	不要	地域福祉係
19	補装具給付	代理申請可能	不要	地域福祉係
20	自助具等給付	代理申請可能	不要	地域福祉係
21	更生医療(自立支援医療)	代理申請可能	不要	地域福祉係
22	移動支援	代理申請可能	不要	地域福祉係
23	日中一時支援	代理申請可能	不要	地域福祉係
24	障がい福祉サービス	代理申請可能	不要	地域福祉係
25	福祉タクシー料金助成	代理申請可能	不要	地域福祉係
26	福祉(生活保護)	同一世帯であれば手続き可能	不要	地域福祉課 生活福祉係
27	市立保育園・認定こども園の送迎	事前の届出、連絡があれば、送迎可能	不要	保健福祉部 こども未来課
28	ペア教室	配偶者と同等とし参加可能	不要	健康推進課
29	母子健康手帳の交付	配偶者と同等とし代理申請が可能	不要	健康推進課
30	水使用に係る各種届出	同居の場合は代理で手続きができる	不要	上下水道課
31	放課後児童施設入所申請	事前の申請により、利用・送迎可能	不要	教育委員会 生涯学習課

制度の導入により「未成年の子」に関する記載があれば利用できる制度・手続き

	制度・サービス	内容	登録証などの提示	担当部署
1	指定ごみ袋減免申請	3歳未満の乳幼児を養育する世帯で市民税非課税世帯	不要	環境係